

報告書2019（案）に対する意見募集に寄せられた 主な意見に対する考え方（概要）

令 和 元 年 7 月
事 務 局

主な意見に対する考え方（1/2）

項目	主な意見	考え方
報告書2019（案）	<p>本報告書では、国際的に重要視されているFATが、明示的な形で説明されていない。さらに、この問題に関して、注意を喚起する説明もない。</p> <p>AI利活用ガイドラインを受けて今後は具体的な活動へつなげるフェーズになるため、国内外の動向を踏まえたユースケースを共有する場として、AIネットワーク社会推進会議の議論を推進していただきたい。</p>	<p>AI利活用原則の中で特にFAT（Fairness：公平性、Accountability：アカウンタビリティ、Transparency：透明性）が国際的に重要視されている旨は「報告書2019（案）：第2章4．今後の展開」に記載しております。</p> <p>今後の会議の運営に当たっての参考意見にさせていただきます。</p>
【別紙1】AI利活用ガイドラインの名称について	本文書の内容を勘案し取捨選択する「リファレンス」的なものであると解されるところ、原案の「AI利活用ガイドライン」という名称ではなく、「AI利活用原則策定リファレンス」等に変更、もしくは名称に副題を付して「AI利活用原則ガイドライン ～AI利用者によるAI開発利用原則策定時の参考として～」等に変更すべき。	ご指摘を踏まえ、「AI利活用ガイドライン～AI利活用のためのプラクティカルリファレンス～」と副題を付与させていただきます。
【別紙1】AI利活用ガイドライン全体について	<p>AIネットワーク化の進展は指数関数的であると考えられ、それらの活動も含め、本ガイドラインにつきましては、今後も定期的な見直し、例示などの補強などに取組んでいただき、継続的に国際議論をリードしていただくことを期待しております。（原則別の具体例、産業分野別に俯瞰した具体例の提示、アカウンタビリティのレベル分けなど）</p> <p>AIの利用者が、「AI利活用ガイドライン」を参照し、AIの利用目的や利活用する際の社会的文脈に応じた適切な措置を自主的に講じることを促すために、具体的なユースケースを提示し、個々のケースに沿って留意すべき原則を例示すべきと考えます。</p> <p>今後のAI利活用の枠組みに関する国際的な議論におけるリーダーシップを発揮するためにも、企業における具体的事例に適用しやすいような体系化をはかるべきである。</p> <p>可能なら、解説に留まらず、幾つかの簡便なユースケースにおいて、対応する原則などをどう選定するかの実例を追記、もしくは、実例をアップデートすることなども検討する旨の追記をご検討いただけないでしょうか。</p> <p>将来的には、そうした事例について蓄積してサンプル例集として閲覧可能とするような仕組みなどを整備いただくことが、原則を遵守した適切なAI利活用が社会に浸透していくことに繋がるのではないかと考えます。</p>	例示が必要である旨は「報告書2019（案）：第2章4．今後の展開」に記載しております。今後、具体的事例の共有等を通じ、個々の事例に適用しやすくなるような体系化を図っていくことが望ましいと考えております。

主な意見に対する考え方 (2/2)

項目	主な意見	考え方
【別紙1】AI利活用ガイドライン全体について	人工知能に関するOECD原則では、項目1.2、1.4はAIシステムの存続期間(ライフサイクル)中との限定との記載があります。本利活用原則でもこのような記載をご検討頂けないでしょうか(もしくは、5. 一般的なAI利活用の流れ、の中などでの記載をご検討頂けないでしょうか)。	ご指摘のとおり、AIシステムの存続期間は考慮する必要があると考えられるため、「【別紙1】：5. 一般的なAI利活用の流れ」の中で「停止」に関する言及を行うこととします。
各原則に対する意見	①ーイ 人間の判断の介在 想定される基準を具体的にすべき。例えば、AIによりなされた判断によって、『最終利用者が金銭的等の不利益を被るかどうか』『申込みへの応諾可否に影響が及ぶかどうか』など。	基準等の例示が必要である旨は「報告書2019(案)：第2章4. 今後の展開」に記載しておりますが、今後、事例の共有を通じ具体的に検討することが望ましいと考えております。
	⑤ーア セキュリティ対策の実施 「AIシステムの機密性・完全性・可用性」について、AIシステムに特有のセキュリティ侵害の例を示してほしい。	AIシステムに特有の例として、AIに利用されるデータが完全でないために誤った学習がされる懸念がある(完全性)などが考えられますが、このような代表的な事例については「⑤ーウ：AIの学習モデルに対するセキュリティ脆弱性への留意」に記載しております。今後、さらに検討を進め具体的なものとしていくことが望ましいと考えております。
⑧公平性の原則	「バイアス」という言葉が複数箇所に出てきますが、一般公衆にとってわかりにくく、かつ、多義的な言葉なので、定義をしたり(全部でなくても一部を)言い換えるのがよいと考えます。	ご指摘を踏まえ、言い換えが必要な箇所は別の表現を用いるか、何らかの修飾語を付記いたします。
	「公平性」には複数の定義・基準があることに留意する必要がある、との記載があるが、「公平性」として見るべき観点・項目、「公平性」が保たれているとされる基準を示すべき。	ご指摘のとおり、「公平性」には様々な基準が考えられますが、本AI利活用ガイドラインでは「⑧公平性の原則」に記載のとおり「AIシステムまたはAIサービスの判断によって個人が不当に差別されないよう配慮する」ことを意図しており、その旨記載しております。なお、具体的な基準の一例を「【別紙1(附属資料)】：⑧ーイ」における「公平性の基準(例)」として記載いたします。
⑩アカウントビリティの原則	(名宛人を)「利用者」ではなく、「AIサービスプロバイダ及びビジネス利用者」とすべきではないでしょうか。	「⑩ーア：アカウントビリティを果たす努力」の中で、消費者的利用者についても(第三者等に対し)「それぞれが有する知識や能力の多寡に応じ、相応のアカウントビリティを果たすよう努めることが望ましい」と考えられることから、原案のとおりとさせていただきます。
	アカウントビリティの定義について、責任者を明確に指摘できることを条件の一つとして明記されては如何でしょうか。	以下のとおり修正します： 「判断の結果についてその判断により影響を受ける者の理解を得るため、責任者を明示した上で、判断に関する正当な意味・理由の説明、必要に応じた賠償・補償等の措置がとれること。」
	今後本原則にかかる議論及び周知を行うにあたり、(誤ったアカウントビリティの定義が広まるのを防ぐため)「説明責任に留まらない、広くAIシステム等の利用によって生じた事態への賠償等を含む責任であること」の説明が必要と考えます。	アカウントビリティの定義については、ご指摘のとおりと考えており、報告書2019(案)に上記のとおり記載しております。